

公衆浴場営業許可申請手続きについて

●公衆浴場とは、「温湯、潮湯又は温泉その他を使用して公衆を入浴させる施設」と定義されており、業として公衆浴場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可（保健所を設置する市にあっては、その市長の許可）を受けなければなりません（公衆浴場法第2条）。営業の許可にあたっては、都道府県（保健所を設置する市）の条例で定める構造設備基準や配置基準に従う必要があります。

【申請に必要な書類】

- 1 公衆浴場営業許可申請書（第1号様式）
- 2 申請者が法人の場合、登記事項証明書（6ヶ月以内に発行した履歴事項全部証明書）及び定款又は寄附行為の写し（原本照合も行います）
- 3 付近見取図（半径300m以内の道路、人家及び公衆浴場等を明示すること）
- 4 営業施設の平面図（脱衣室・浴室・浴槽（深さも）・休憩室等の面積及び寸法を「^{メートル}m」で表示）
- 5 循環式浴槽（浴槽の湯をろ過器等を通して循環させる浴槽）の場合
 - ① 循環式浴槽の構造・配管図（循環ろ過のフロー図）
 - ② ろ過器の型式・処理能力・ろ材等が分かる仕様表
- 6 条例第2条第2項に規定する個室付公衆浴場の場合は、個室の詳細図（全ての部屋）
- 7 公衆浴場の設備（普通公衆浴場・療養・保養に該当するものは第6号様式、個室付浴場・サウナに該当するものは第7号様式を記載）
- 8 敷地が他人の所有である場合は、所有者の承諾書
- 9 既存の建物の場合、建物登記簿の写し
- 10 建築基準法による検査済証の写し（原本照合も行います）又は建築物台帳記載事項証明書
- 11 消防法令適合通知書の写し（原本照合も行います）
- 12 申請手数料 22,000円（現金）

※支払いは沖縄県食品衛生協会那覇支部窓口（保健所1階）で承ります。

【公衆浴場の定義】

- ① 普通公衆浴場（白湯又は温泉を使用して、同時に多人数を入浴させる施設）
条例第2条第1項に該当 例）銭湯
- ② 個室付公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）台2条第6項第1号に規定する営業に係るもの）
条例第2条第2項に該当 例）ソープランド
- ③ その他の公衆浴場
 - （1）条例第2条第3項第1号：熱気・砂等の湯以外のものを使用して入浴させることができるもの
例）サウナ・岩盤浴
 - （2）条例第2条第3項第2号：個室を設けて入浴させるもの（ソープランドを除く）
 - （3）条例第2条第3項第3号：温泉又は薬湯等白湯以外の湯水を利用し、法第4条ただし書きの規定による療養を目的とするもの
 - （4）白湯、温泉等を使用し、同時に多人数を入浴させる公衆浴場で、保養又は休養のための附帯設備を有するもの 例）健康ランド・ヘルスセンター等

☆営業許可を受けた後・・・

営業を開始前に、公衆浴場営業開始届（第5号様式）のご提出をお願いします

第1号様式

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号 〕

公衆浴場営業許可申請書

公衆浴場法第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業施設		名 称		
		所在地		
公衆浴場の種類	浴 湯 の 種 類	温泉・温湯・潮湯・その他()		
	温泉の含有物質 又は医薬品等を 原料とした薬湯 を使用する公衆 浴場の場合	温泉の含有物質又は 医薬品等の名称		
		成分		
		用法		
		用量		
		効能		
公衆浴場の種別		☐ 普通公衆浴場 ☐ 個室付公衆浴場 ☐ その他の公衆浴場(サウナ室等・個室・療養・保養又は休養)		
工事着手予定日		年 月 日		
工事完了予定日		年 月 日		
営業開始予定年月日		年 月 日		
入浴料金				
営業施設の構造設備の概要		別紙のとおり		

(添付書類)

- 1 法人にあっては、登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し
- 2 営業施設を中心とする半径300メートル以内の見取図(普通公衆浴場がある場合は、その距離を表示すること。)

- 3 営業施設の構造設備を明示した平面図
- 4 経営しようとする公衆浴場が、那覇市公衆浴場法施行条例第2条第2項に規定する個室付公衆浴場であるときは、個室の詳細図
- 5 建築基準法(昭和25年法律第201号)による検査済証の写し
- 6 消防法令適合通知書の写し
- 7 敷地が他人の所有であるときは、所有者の承諾書
- 8 その他保健所長が必要と認める書類

公衆浴場の設備（１）

1	種 別	条例第 2 条第 1 項（普通公衆浴場）及び第 3 項第 3 号（療養）、及び第 4 号（保養）に該当するもの（○で囲む）			
2	出入口の構造設備				
3	番台から内部が監視できるか				
4	脱衣所の面積	男	m ²	女	m ²
5	浴室の面積	男	m ²	女	m ²
6	天井の高さ	男	m ²	女	m ²
7	境界壁の高さ	m			
8	浴室の構造	面積	m ²	踏み台	m 深さ m
9	シャワー	計	栓（かかり湯	栓	清水 栓）
1 0	洗面用器及び一人用腰掛数	男	個	女	個
1 1	温度計の有無（浴槽内）	男		女	
1 2	便所の構造	男		女	
1 3	給水施設及び状況				
1 4	排水状況				
1 5	湯気抜き				
1 6	採光及び照明	ルクス			
1 7	紙くず入れ				
1 8	ボイラーと燃料保管所との距離				
1 9	浴場周囲の環境状況				
2 0	隣接浴場との至近距離				
※	附帯設備の床面積				
※	循環式浴槽の有無				
※	その他備考				

公衆浴場の設備（2）

種別	条例第2条第2項（個室付浴場）に該当する施設										
施設概要	個室数	室	個室面積	大	㎡	小	㎡				
	個室の出入口	高	m×幅	m	循環式浴槽の有無	○有り	○無し				
	換気	○機械換気 ○自然換気		照明	ルックス						
	内部の監視窓	高	m×幅	m	湯水せん	湯せん	個	水せん	個		
	シャワー	ヶ所		浴槽	そう						
	むし機	台		タオルの保管用 戸棚	○有り	○無し					
	便所	階（男		ヶ所	女	ヶ所）	階（男		ヶ所	女	ヶ所）
		階（男		ヶ所	女	ヶ所）	階（男		ヶ所	女	ヶ所）
	入浴者用待合室			従業員用休憩室	㎡						
従業員用ロッカー	個（		人用）	異性の接触サービス	○有り	○無し					
種別	条例第2条第3項第1号（サウナ）に該当する施設										
施設概要	下足場	下足箱（カギ付）	個	循環式浴槽の有無	○有り	○無し					
	脱衣場	面積				㎡					
		照明	ルックス		カギ付衣類箱	個					
	浴室	面積		㎡							
		換気									
		照明									
		浴室の構造									
	便所	階（男		ヶ所	女	ヶ所）	階（男		ヶ所	女	ヶ所）
		階（男		ヶ所	女	ヶ所）	階（男		ヶ所	女	ヶ所）
	休憩室				従業員用休憩室						
湯水せん	湯せん	個	水せん	個	シャワー	ヶ所					
むし機	台			マッサージ室	㎡						

第5号様式

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号〕

公衆浴場営業開始届

年 月 日付け那覇市指令健保生第 号により許可を受けた次の
公衆浴場は、 年 月 日から営業を開始するので那覇市公衆浴場法施
行細則第4条の規定により届け出ます。

公衆浴場	名 称	
	所在地	
	種 別	☐ 普通公衆浴場 ☐ 個室付公衆浴場 ☐ その他の公衆浴場(サウナ室等・個室・療養・保養又は休養)
工事完了年月日		年 月 日